

ビルクリーニング技能検定

2026 年度 3 級 受検申請書（紙申請用）

厚生労働大臣指定試験機関 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿
別紙の「受検案内」、「申込みにおける留意点」及び「個人情報保護の取り扱い」について同意の上、申請します。

		申請日		年	月	日	
検定職種	ビルクリーニング	等級区分	3 級	受検番号	※		
受付地区	※	受付日	※	備考	※		
試験会場	<学科・実技ペーパー試験会場> ※			<実技作業試験会場> ※			
フリガナ			性別	男 ・ 女	配慮申請	有 ・ 無	
氏 名			生年月日 (年齢) (注 4)	西暦	年	月 日生 (歳)	
実技作業 試験 希望地区	北海道 / 東北 / 東京 / 関東甲信越 / 中部北陸 / 近畿 / 中国 / 四国 / 九州 (注 2) (注 2) (注 2) (注 2) (注 2)						
自宅住所	郵便番号	都道府県	市区町村・番地		建物名等(マンション・アパート)		
	〒 —						
	連絡先(携帯番号)	— —					
会社／ 学校 (注 3)	会社／学校名						
	会社／学校 連絡先	— —					
試験 の 免除 (注 4)	免除対象	試験、検定、免許等の名称	合格日又は免許取得日		免除資格判定		
	実技試験	ビルクリーニング技能検定 3 級の一部合格	年 月 日		判定	※	
	学科試験	ビルクリーニング技能検定 1・2・3 級の一部合格	年 月 日		判定	※	
		ビルクリーニング科通信訓練 1・2 級又は単一等級 技能士コース修了	年 月 日		判定	※	
受検手 数料 減 免 措 置	23 歳未満（2026 年 4 月 1 日時点）の方は、実技試験受検手数料の減額制度を利用できます。 □ 雇用保険被保険者の方：7,500 円減額 □ 雇用保険被保険者以外の方：3,700 円減額 ※在留資格 留学生、技能実習生、特定技能等の方は対象外です。 ※詳細は受検案内「5. 受検手数料及び納付方法」をご確認ください。			有 ・ 無		減免措置	※

(注 1) ※の欄は、記入しないでください。

(注 2) 北海道・東京・関東甲信越・中部北陸・九州地区については、原則としてご自宅の住所により受検地区を決定します。ただし、会場の受入人数等の都合により、両地区間で受検地区を調整する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注 3) 現在、会社等に所属していない場合は、「会社名／学校名」欄の記入は不要です。

(注 4) 生年月日、受検資格（職歴を除く。）又は試験免除の根拠となる事項を申告する場合は、それらを証明する書類（写し）を必ず添付してください。証明書類の添付がない場合は、受検又は試験免除を認めることができません。

のりしろ	のりしろ
本人確認書類（写） ● <u>受検者全員</u>、必ず添付してください。 ● 生年月日が確認できる証明書（免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカードのいずれか一つ）の写し ● 外国籍の方は在留カード（有効期間のものに限る）の写し ※パスポートは不可 ● マイナンバーカードは、個人番号が記載されている箇所を黒塗りしてください。	受検手数料払込票（写） ● <u>受検者全員</u>、必ず添付してください。 ● <u>払込票の控えは領収書となりますので</u>、原本はご自身で大切に保管してください。 ● 当協会では、原則として領収書の発行は行っておりません。

のりしろ
試験の免除の証明書（写） ● 試験の免除を受ける者は、必ず、添付してください。 ①ビルクリーニング技能検定（3級）の一部合格（実技）の通知の写し ②ビルクリーニング技能検定（1・2・3級）の一部合格（学科）の通知の写し ③ビルクリーニング科通信訓練（1・2級又は単一等級）技能士コース修了証明書の写し

受検申請書記入説明（例：3級）

※書類不備の場合は、受付が出来ない場合もありますので、記載漏れが無いようにお願いします。

●申請日（提出日）を記入

●住民票及び戸籍、在留カード（アルファベット）に記載されている氏名を正確に記入

●住所は、番地だけでなく建物名（アパートやマンション）、号室まで、同居先等も記入

●必ず連絡が取れる携帯電話番号を記入
※1 自然災害等による延期・中止等の情報を発信します
※2 お持ちでない方は、自宅の固定電話晚报を記入

●試験免除資格のある方は、該当する試験に○印を記入
●技能検定の一部合格者は合格日を記入

ビルクリーニング技能検定

2026年度 3級 受検申請書（紙申請用）

厚生労働大臣指定試験機関 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長 殿
別紙の「申込みにおける留意点」及び「個人情報保護の取り扱い」について同意の上、申請します。

申請日 2026 年 7 月 22 日

検定職種	ビルクリーニング	等級区分	3級	受検番号	※	<記入不要>
受付地区	※	<記入不要>	受付日	※	<記入不要>	備考
試験会場	<学科・実技ペーパー試験会場> ※		<実技作業試験会場> ※			
	<記入不要>		<記入不要>			
フリガナ	キレイ	ズキヨ	性別	男・ ☒ 女	配慮申請	有・ ☒ 無
氏名	綺麗	好与	生年月日 (年齢) (注4)	西暦 1990 年 5 月 10 日生 (36 歳)		
実技作業 試験 希望地区	北海道 / 東北 / ☒ 東京 / 関東甲信越 / 中部北陸 / 近畿 / 中国 / 四国 / 九州 (注2) (注2) (注2) (注2)					
自宅住所	郵便番号	都道府県	市区町村・番地		建物名等(マンション・アパート)	
	T 116 - 0013	東京都	荒川区××-××-××		××ビル 5 階	
	連絡先(携帯番号)		000 - 1234 - 5678			
会社／ 学校 (注3)	会社／学校名		清潔大事 株式会社			
	会社／学校 連絡先		03 - 1234 - 5678			
試験の免除 (注4)	免除対象	試験、検定、免許等の名称	合格日又は免許取得日	免除資格判定		
	☒ 実技試験	ビルクリーニング技能検定3級の一部合格	20XX 年 3 月 31 日	判定	※<記入不要>	
		ビルクリーニング技能検定1・2・3級の一部合格	年 月 日	判定	※<記入不要>	
	学科試験	ビルクリーニング科通信訓練 1・2級又は単一等級 技能士コース修了	年 月 日	判定	※<記入不要>	
受検手数料 減免措置	23歳未満(2026年4月1日時点)の方は、実技試験受検手数料の減額制度を利用できます。 □雇用保険被保険者の方: 7,500円減額 □雇用保険被保険者以外の方: 3,700円減額 ※在留資格 留学生、技能実習生、特定技能等の方は対象外です。 ※詳細は受検案内「5. 受検手数料及び納付方法」をご確認ください。			有・ ☒ 無	減免措置	※<記入不要>

●受検手数料減免措置の有・無に○印を記入

2026 年度ビルクリーニング技能検定 申込みにおける留意点

◆ 3 級実技試験受検手数料の減免措置について ◆

減免対象の方のご入金方法（減額の適用方法）のご案内

3 級を受検する方で実施年度の 4 月 1 日時点で 23 歳未満の方は、実技試験受検手数料の減免措置を受けることができます。なお、1 級、2 級に減免措置はございません。

（紙申請とインターネット申請で支払方法及び振込金額が異なります）

（1） 紙申請の場合 → 減額 <後> の金額をお支払い

- ① 下表の「紙で申請する場合」の金額を郵便振替で払い込みます。
- ② 郵便局備え付けの振替用紙を、受検者 1 名につき 1 枚使用してください。
- ③ 郵便払込受領証（控え）の写しを受検申請書に貼付してください。

（2） インターネット申請の場合 → 減額 <前> の金額をお支払い → 減免額を後日返金

- ① インターネット申請時に減免申請の項目を選択して申請してください。
- ② 申請完了後に届く振込案内メールに従い、期日内に減額 <前> の金額をお振込みください。
- ③ 後日、減免差額分を申請時に指定（入力）された口座にご返金致します。

対象者	紙で申請する場合	インターネットで申請する場合
3 級受検・23 歳以上 （減免なし）	19,000 円を支払い	19,000 円を支払い
3 級受検・23 歳未満かつ 雇用保険被保険者	11,500 円を支払い ※実技試験のみの場合は 7,500 円 （減額された金額を払込）	19,000 円を支払い （通常料金を払込→後日差額返金）
3 級受検・23 歳未満かつ 雇用保険被保険者以外	15,300 円を支払い ※実技試験のみの場合は 11,300 円 （減額された金額を払込）	19,000 円を支払い （通常料金を払込→後日差額返金）

実技試験の受検手数料減免措置（該当年度 4 月 1 日時点で 23 歳未満の方のみ）

- （1） 3 級を受検する 23 歳未満で、受検申請日において雇用保険被保険者の方は受検手数料の一部（実技試験手数料 15,000 円のうち **7,500 円**）を減額します。
- （2） 3 級を受検する 23 歳未満で、受検申請日において雇用保険被保険者以外の方は受検手数料の一部（実技試験手数料 15,000 円のうち **3,700 円**）を減額します。

※雇用保険の加入状況について証明書の提出は不要です。申請時に勤務先情報を記入してください。

※出入国管理及び難民認定法の別表第一の上覧の在留資格をもって在留する方は対象外です。

※上記の表は実技試験、学科試験の両方を受検の場合の金額です。

2026 年度ビルクリーニング技能検定 申込みにおける留意点

◆受検手数料の振込みについて◆

紙申請の場合の納付方法（1 級・2 級・3 級 共通）

インターネット申請の方は、こちら（郵便局）には
絶対にお振込みされないようお願い申し上げます

郵便局に備え付けの「払込取扱票」にて、下記見本の「通信欄」に「申請者情報」をご記入のうえ、郵便局にて所定の手続きによりお振込みください。なお、払込手数料は受検申請者のご負担となります。

● 下記の記入例に従い、各項目を必ず記入してください。

- ※ 紙申請の方のみお振込み可能です
- ※ 下記の用紙（払込取扱票）は、郵便局に備え付けられています。
- ※ 必ず、別紙「ビルクリーニング技能検定受検案内（1 級・2 級・3 級）」をご覧ください、内容をよくご理解いただいてからご申請くださいますようお願い申し上げます。

払 込 取 扱 票		振替払込請求書兼受領証	
00	東京	口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。	
口座記号		口座番号（右詰めで記入）	
※ 0 0 1 1 0 4		※ 7 7 3 5 9 6	
加入者名		金 額	
※ 社）全国ビルメンテナンス協会 技能検定口		千 百 十 万 千 百 十 円	
通 信 欄		金 額	
※ （フリガナ） キレイ ズキヨ		※	
・受検申請者名：綺麗 好代		・生年月日：1990年3月3日	
・希望実施地区：東京		・受検等級：（1級・2級・3級）	
・検定種類：ビルクリーニング・ビル設備管理		・受検申請科目：実技・学科	
・受検等級：（1級・2級・3級）		・受検申請科目：実技・学科	
※ 日 附 印		※ 日 附 印	
※ 料 金		※ 料 金	
※ 備 考		※ 備 考	

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）
これより下部には何も記入しないでください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

■「個人情報の取り扱い」について

1 同意

ユーザーの個人情報の取扱いについて、以下の事項を確認の上、同意された場合において申込をお願いします。

1. 個人情報の管理について

当協会は、個人情報の漏洩、滅失、毀損等の防止のために、法令、ガイドライン、及び当協会の内部規則に従い、必要かつ適切な安全管理策を施し、取扱う個人情報の保護に努めます。また、職員に対しても個人情報の適切な取扱い等についての教育を行うとともに、業務委託先に対しても必要かつ適切な監督を行い、その保護に万全を期するように努めます。

2. 個人情報の取得、利用目的、保有について

- (1) 当協会は、資格講習事業を行うに際してユーザーより個人情報を取得する場合は、申請書（ネット申請含む）及びそれに付随する書類のみを持って行きます。偽りその他の不正の手段により個人情報の取得を行うことはありません。
- (2) 申請書およびそれに付随する書類に付された個人情報については、決定の通知、テキスト等の発送、当日の本人確認、考査結果の通知、合格証等の発送、資格など申請内容の確認、再講習案内の発送等、当協会が行う資格講習業務を達成するのに必要な業務と、当協会の行うアンケート等調査、関連情報等案内の実施において利用いたします。
- (3) また、当協会の規定により、全ユーザーの申請書は当該年度の受講者基礎データとして永年、当協会にて保有いたします。

3. 個人情報の第三者への提供について

当協会は以下の場合を除いて、あらかじめユーザーの同意を得ないで個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) 前記、利用目的達成のために、当協会が適切な監督を行う業務委託先に、申請データの入力作業や修了証などの印刷、書類の配送など、個人情報の預託を行う場合。
- (2) 医療関連サービスマーク制度に関する認定基準3. (2)③ならびに(3)に定める(一財)医療関連サービス振興会指定の講習として、講習の開催ならびに修了者を報告する場合。
- (3) 合格者の発表における当協会サイト(<https://www.j-bma.or.jp>)に氏名及び合格者の合格番号を公表する場合。
- (4) 国・行政、医療機関及び所属企業より修了状況の照会があった場合。

4. 個人情報の開示・訂正・削除について

- (1) ユーザーは、受講申請書に記載した内容に基づいて当協会が保有する個人情報のうち、自己に関する事実に基づく個人情報に限り、当協会所定の方法により開示を請求することが出来ます。但し、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しない場合があります。当協会にて開示しない旨の決定をした場合には、ユーザーに対して速やかにその旨の通知を行います。
 - 一. 本人又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - 二. 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - 三. 他の法令に違反することとなる場合。
- (2) 開示の結果、内容に不正確又は誤りであることが判明した場合には、当協会は速やかに当該個人情報の訂正又は削除に関する対応を決定して、ユーザーに通知するものとします。

5. 不同意や記載事項に不備がある場合について

当協会は、ユーザーの必要な記載事項（受講申請書においてユーザーが記載すべき事項）の記入を希望しない場合、あるいは記載事項に不備がある場合は、申請を受理しない場合があります。

6. 個人情報の利用停止等について

当協会は、ユーザーから、ユーザー本人と識別される個人情報が2. (2)の利用目的に違反して取扱われているという理由、又は2. (1)に違反して取得されたものであるという理由により、その個人情報の利用停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明した場合には、違反を是正するために必要な限度で、速やかにその個人情報の利用停止等の処置を講ずるものとします。但し、その個人情報の利用停止等に多額な費用を要する場合等で利用停止等を行うことが困難な場合であって、ユーザー本人の権利利益を保護する為に必要なこれに代わるべき処置をとるときは、この限りではありません。また、その個人情報の全部もしくは一部について利用停止等を行ったとき、もしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、ユーザー本人に対して速やかにその旨を通知するものとします。

7. お問い合わせ窓口について

個人情報の取扱いに関するお問合せ及び4. 個人情報の開示・訂正・削除の請求及び、6. 個人情報の利用停止等の請求に関しては、お問い合わせメールフォーム(<https://www.j-bma.or.jp/contact>)より受け付けいたします。